



区役所からの
お知らせ

**外国籍のお子さんの
入学手続きについて**

令和2年(2020年)4月に大阪市立の小・中学校へ入学を希望される外国籍のお子さんの保護者の方は、**9月27日(金)まで**に、手続きしてください。

入学資格

小学校
平成25年(2013年)4月2日から平成26年(2014年)4月1日までに生まれたお子さん

中学校
令和2年(2020年)3月に小学校卒業の見込みのお子さん

申請方法

上記の入学資格があるお子さんの保護者の方へ区役所から8月中旬に入学のご案内を送付します。入学案内書の右側の「入学申請書」に必要事項をご記入のうえ、送付(〒538-8510/住所不要 鶴見区役所)またはご持参ください。

なお、転居等により入学のご案内がお手元に届かなかった場合でも、区役所で手続きをすることができます。

※学校選択制にかかる書類は別途8月下旬から9月上旬に送付します。

※入学される学校は、12月末までに区役所からお知らせします。

問合せ 窓口サービス課(住民情報)1階③番
☎6915-9963

**児童扶養手当
現況届手続きについて**

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」をお送りしますので、8月中に下記の問い合わせ窓口に現況届を提出してください。

この届の提出がない場合は、令和2年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける母もしくは父で、以下の要件を満たす方に特別給付金(17,500円)が令和2年1月期に支給されます。

支給対象

- 令和元年10月31日時点で
①これまでに法律婚をしたことがない
②事実婚をしていないか、事実婚中だが相手の生死不明等

の両方を満たす方

該当する方は児童扶養手当現況届提出時に下記の問い合わせ窓口で申請してください。申請には戸籍謄本(費用は自己負担)が必要になります。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)1階⑫番
☎6915-9107

**「国民健康保険料のための所得申告書」
の提出をお願いします**

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の中旬までに税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)および減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象として、8月から「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)3階⑳番
☎6915-9956

**特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の
所得状況届および現況届の提出について**

特別児童扶養手当の認定を受けている方に「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方に「現況届」をお送りしていますので、必要事項をご記入のうえ、**8月9日(金)～9月11日(水)まで**に下記問合せ窓口まで提出してください。(土・日・祝日を除く)

これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月分以降の手当の受給に必要な手続きです。期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。

※前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援)1階⑬番
☎6915-9857

各種無料相談日 8月



相談名	日時	申込方法	場所
弁護士による ①法律相談(毎月第2・第4金曜日)	8月9日(金)・23日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(予約専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所 3階多目的室前 ※空きがある場合は 随時受付
宅地建物取引士による ②不動産相談(毎月第2火曜日)	8月はお休みです		
司法書士相談(毎月第3水曜日) (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など)	8月21日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて(予約専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
鶴見緑地公園事務所による ④花と緑の相談(毎月第2水曜日)	8月14日(水) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所 1階ロビー
城北環境事業センターによる ⑤ごみ減量・3R相談(毎月第3火曜日)	8月20日(火) 14時～16時	当日会場にて受付。	
⑥人権相談	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。 鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください(☎6532-7830) ※通話料は自己負担 ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	
⑦精神科医によるこころの相談	8月9日(金)・23日(金) 14時～15時30分	事前に電話または⑪番窓口にて受付(☎6915-9968) ※各日2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所1階
⑧日曜法律相談 ナイター法律相談	日曜法律相談は8月25日(日)西区役所・天王寺区役所で実施。ナイター法律相談は今月は実施されません。 詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)までお問い合わせください。		

問合せ ①②③総務課(政策推進)☎6915-9683 ④鶴見緑地公園事務所☎6912-0650 ☎6913-6804
⑤城北環境事業センター☎6913-3960 ☎6913-3674 ⑥総務課(教育)☎6915-9734 ⑦保健福祉課(保健活動)☎6915-9968

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。